## 大阪医科薬科大学 大学院薬学研究科における長期履修に関する規程

(平成31年4月1日施行)

(趣 旨)

第1条 この規程は、大阪医科薬科大学大学院学則(以下、「大学院学則」という。)第7 条第4項に基づき、大阪医科薬科大学大学院薬学研究科(以下、「薬学研究科」という。) における長期履修に関し、必要な事項を定める。

(対象専攻課程)

第2条 長期履修を申請することができる専攻課程は、薬学研究科薬学専攻博士課程及び 薬科学専攻博士後期課程とする。

(対象者)

- 第3条 長期履修を申請することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
  - (1) 有職者又は有職予定者(パートタイム労働者は不可)
  - (2) 育児又は介護等の事情を有する者
  - (3) その他、研究科長が相当と認めた者
- 2 前項第3号については、学位論文の基礎となる報文の掲載証明の取得遅れ等を事由に する場合を除く。

(期 間)

- 第4条 長期履修期間は、大学院学則第7条第2項に定める標準修業年限に2年を加え、 薬学専攻博士課程は6年まで、薬科学専攻博士後期課程は5年までとする。
- 2 在学年限については、長期履修の適用にかかわらず、大学院学則第7条第5項第2号 による。
- 3 長期履修をする学生は、大学院学則第7条第2項ただし書きに定める修学年限の特例 の適用を受けることはできない。

(申請及び辞退)

- **第5条** 長期履修を希望する者又は許可後に辞退を希望する者は、別表に基づき、必要書類を提出しなければならない。
- 2 前項の提出は、指導教員(予定者を含む。)を経て行わなければならない。

(許 可)

第6条 長期履修の許可は、前条の申請後、薬学研究科大学院委員会が審査を行い、薬学研究科教授会の議を経て学長が行う。

(履 修)

**第7条** 長期履修適用者は、指導教員の指示の下で計画的に履修を行わなければならない。

(学費等)

- 第8条 長期履修適用者の学費は、標準修業年限の期間(薬学専攻博士課程は4年間、薬科学専攻博士後期課程は3年間)については大学院学則第28条に基づくものとし、標準修業年限を超過する期間(薬学専攻博士課程は5年目及び6年目、薬科学専攻博士後期課程は4年目及び5年目)については免除する。
- 2 長期履修適用者は、TA、RA、及び本学の奨学金制度に応募することはできない。

(雑 則)

第9条 大学院学則及びこの規程に定めるもののほか、長期履修の実施に関し必要な事項 等は、必要に応じて薬学研究科教授会の議を経て、学長が定める。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、薬学研究科教授会の議を経て、学長が行う。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

# 別表 長期履修の申請に必要な書類及び提出時期等

<b>多の申請に必要な書類及び提出時期等</b>
第3条第1項第1号該当者
(1) 長期履修申請書(様式1)
(2) 在職(就業) 証明書(職業を有することが確認できる書類。有職予定
者については採用内定通知書をもって代えることができる。入学試験
出願時においては受験承諾書をもって代えることができる。)
(3) その他必要と認める書類
第3条第1項第2号該当者
(1) 長期履修申請書(様式1)
(2) 次のうち該当する書類
ア 母子手帳等、出産予定あるいは出産したことを証明する書類
イ 介護認定書あるいは介護を必要とすることを記した医師の証明書
及び住民票等の被介護者との関係がわかる書類
第3条第1項第3号該当者
相当と認めるための当該事由を明らかにすることができる公的機関等の
証明書
第5条第1項に定める辞退希望者
長期履修辞退願(様式2)
入学生
大学院入学時の4月末日まで
在学生
(1) 薬学専攻博士課程:第3学年在籍時の12月の薬学研究科教授会が定
める時期
(2) 薬科学専攻博士後期課程:第2学年在籍時の12月の薬学研究科教授
会が定める時期
薬学学務部教務課

#### 様式1

#### 長期履修申請書

令和 年 月 日

大阪医科薬科大学学長 殿

住所

氏名

「大阪医科薬科大学大学院薬学研究科における長期履修に関する規程」第3条第1項 第(1・2・3)号に基づき長期履修を申請いたします。

指導教員

## 様式2

### 長期履修辞退願

令和 年 月 日

大阪医科薬科大学学長 殿

住所

氏名

「大阪医科薬科大学大学院薬学研究科における長期履修に関する規程」第5条第1項に基づき長期履修の辞退を願い出ます。

指導教員